

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取り組み

株式会社ダイキアクシス

第1章 株主の権利・平等性の確保

基本原則1

上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである。

また、上場会社は、株主の実質的な平等性を確保すべきである。

少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社では、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備などに努めております。

また、少数株主や外国人株主については、株主の権利の実質的な確保、権利行使に係る環境や実質的な平等性の確保に課題や懸念が生じやすい面があることを認識するとともに、十分に配慮を行っております。

原則1-1 株主の権利の確保

上場会社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の権利が実質的に確保されるよう、適切な対応を行うべきである。

当社では、全ての株主に対して実質的な平等性を確保するため、積極的な情報開示や円滑な議決権行使ができる環境の整備に努めております。

補充原則1-1-1

取締役会は、株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があったと認められるときは、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、株主との対話その他の対応要否について検討を行うべきである。

当社では、株主総会において相当数の反対票が投じられた議案については、取締役会において反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、今後の対応を検討しております。

補充原則 1-1-2

上場会社は、総会決議事項の一部を取締役に委任するよう株主総会に提案するに当たっては、自らの取締役会においてコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たし得るような体制が整っているか否かを考慮すべきである。他方で、上場会社において、そうした体制がしっかりと整っていると判断する場合には、上記の提案を行うことが、経営判断の機動性・専門性の確保の観点から望ましい場合があることを考慮に入れるべきである。

当社では、取締役会がコーポレートガバナンスに関する役割・責務を十分に果たしえるよう体制を整備しております。

具体的には、取締役会の監査・監督機能強化のため、また、機能的・戦略的な業務執行を行うため、2019年3月に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行するとともに、執行役員制度を導入いたしました。

あわせて、経営判断の独立性、機動性および専門性の確保を目的とし、独立社外取締役4名を弁護士、公認会計士、他社役員・海外勤務経験者および行政関連業務経験者としております。

なお、自己株式の取得、配当を含む剰余金の処分に係る決議を取締役に委任しております。

補充原則 1-1-3

上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることのないよう配慮すべきである。とりわけ、少数株主にも認められている上場会社及びその役員に対する特別な権利（違法行為の差止めや代表訴訟提起に係る権利等）については、その権利行使の確保に課題や懸念が生じやすい面があることから、十分に配慮を行うべきである。

当社では、取締役の全員が株主の権利の重要性を認識し、その権利行使を妨げないよう配慮しております。

特に単独株主権や少数株主権など、少数の株主の権利については、懸念が生じないようしっかりと認識するとともに、その権利行使の確保を妨げないよう十分配慮しております。

原則 1-2 株主総会における権利行使

上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、株主の視点に立って、株主総会における権利行使に係る適切な環境整備を行うべきである。

当社では、株主総会が株主との建設的な対話の場である事を取締役の全員が認識しており、株主の株主総会における権利行使がより適切な環境となるよう整備に努めております。

補充原則 1-2-1

上場会社は、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供すべきである。

当社では、株主総会において株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報については、必要に応じ適確に提供することとし、株主総会議案については当社ホームページおよびT D n e t を通じ速やかに情報開示いたします。

補充原則 1-2-2

上場会社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつその早期発送に努めるべきであり、また、招集通知に記載する情報は、株主総会の招集に係る取締役会決議から招集通知を発送するまでの間に、T D n e t や自社のウェブサイトにより電子的に公表すべきである。

当社では、株主が総会議案の十分な検討期間を確保することができるよう、招集通知に記載する情報の正確性を担保しつつ早期発送に努めております。

また、取締役会決議後は速やかに、当社ホームページおよびT D n e t により情報開示いたしております。

補充原則 1-2-3

上場会社は、株主との建設的な対話の充実や、そのための正確な情報提供等の観点を考慮し、株主総会開催日をはじめとする株主総会関連の日程の適切な設定を行うべきである。

当社では、株主総会が株主との対話の場であるとの認識から、より多くの株主が株主総会に出席できるよう日程設定するよう努めております。

補充原則 1-2-4

上場会社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえ、議決権の電子行使を可能とするための環境作り（議決権電子行使プラットフォームの利用等）や招集通知の英訳を進めるべきである。

当社では、今後の株主構成等も鑑み、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備および海外株主向けの英文による招集通知の提供等については、今後ますます必要になると認識しております。

具体的には、海外投資家の比率20%をメドに議決権電子行使プラットフォームおよび招集通知の英訳を検討いたします。

補充原則 1-2-5

上場会社は、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において、信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことをあらかじめ希望する場合に対応するため、上場会社は、信託銀行等と協議しつつ検討を行うべきである。

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている者が有しているものとしています。

ただし、信託銀行名義等で株式を保有する機関投資家が信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行う場合は、名義人たる信託銀行等が発行する証拠書類および議決権行使書の提出をもって可能と考えおります。

しかしながら、現時点においては、各方面において当該実務面の対応について検討中であり、それらの検討結果等を踏まえ、適切に対応する予定であります。

原則 1-3 資本政策の基本的な方針

上場会社は、資本政策の動向が株主の利益に重要な影響を与え得ることを踏まえ、資本政策の基本的な方針について説明を行うべきである。

当社では、中長期的に企業価値を向上させる事が重要と考え、売上高や経常利益のほかに、自己資本利益率（ROE）や投下資本利益率（ROIC）を重要な指標の一つと捉え、株主資本の有効活用を図ることとしております。

なお、中長期的な企業価値の向上のための積極投資のほか、安定的な株主還元を基本方針としています。

原則 1-4 政策保有株式

上場会社が政策保有株式として上場株式を保有する場合には、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方など、政策保有に関する方針を開示すべきである。また、毎年、取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである。

上場会社は、政策保有株式に係る議決権の行使について、適切な対応を確保するための具体的な基準を策定・開示し、その基準に沿った対応を行うべきである。

当社では、取引先との良好な関係の構築、事業の円滑な推進および当社の企業価値の向上を前提として、上場株式を政策保有目的で保有する場合がありますが、定期的に経済合理性や保有意義等を検討するとともに取引先企業の意向を調整し縮減する方針です。なお、経済合理性については、取引状況、株式の投資利回りと当社資本コストとの比較等により検討します。

また、保有株式の議決権行使にあたっては、当社企業価値の維持向上および良好な取引関係の維持発展の観点から議案内容を検討し適切に行使いたします。

補充原則 1-4-1

上場会社は、自社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）からその株式の売却等の意向が示された場合には、取引の縮減を示唆することなどにより、売却等を妨げるべきではない。

当社では、当社株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から当社株式の売却等の意向が示された場合、政策保有株主の意向に沿うこととしています。なお、その場合に、当社が当該会社の株式を政策保有しているときは速やかに処分いたします。

補充原則 1-4-2

上場会社は、政策保有株主との間で、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引を行うべきではない。

当社では、取引先の決定を、品質・価格・取引条件等を総合的に判断し取引を行うこととしております。よって、一般取引先と同様に当該政策保有株主との取引についても同様の判断のもと行っております。

原則 1-5 いわゆる買収防衛策

買収防衛の効果をもたらすことを企図してとられる方策は、経営陣・取締役会の保身を目的とするものであってはならない。その導入・運用については、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社では、持続的な成長を継続させ企業価値を向上させることが最重要課題と認識しており、現状では買収防衛策の導入の予定はございません。

補充原則 1-5-1

上場会社は、自社の株式が公開買付けに付された場合には、取締役会としての考え方（対抗提案があればその内容を含む）を明確に説明すべきであり、また、株主が公開買付けに応じて株式を手放す権利を不当に妨げる措置を講じるべきではない。

当社では、当社株式が公開買付けに付された場合、取締役会としての考え方を開示するとともに、株主の権利を尊重し、株主が公開買付けに応じることを妨げません。

原則 1－6 株主の利益を害する可能性のある資本政策

支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資、MBO等を含む）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、株主に対する受託者責任を全うする観点から、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続きを確保するとともに、株主に十分な説明を行うべきである。

当社では、支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策を行う際には、独立社外取締役の意見に配慮しつつ、その検討過程や実施の目的等の情報を速やかに開示するとともに、決算説明会や株主総会の場を活用して十分な説明に努めてまいります。

原則 1－7 関連当事者間の取引

上場会社とその役員や主要株主等との取引（関連当事者間の取引）を行う場合には、そうした取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を惹起することのないよう、取締役会は、あらかじめ、取引の重要性やその性質に応じた適切な手続を定めてその枠組みを開示するとともに、その手続きを踏まえた監視（取引の承認を含む）を行うべきである。

当社では、関連当事者取引を行う場合、その取引が会社や株主共同の利益を害することのないよう、また、そうした懸念を生じさせないよう、取引条件や取引条件の決定方針を定め、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。

また、その取引については四半期毎に取締役会で審議し決議しております。

なお、該当する取締役を特別利害関係人として当該審議および決議の定足数から除外しておりません。

第2章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

基本原則2

上場会社は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出は、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会をはじめとする様々なステークホルダーによるリソースの提供や貢献の結果であることを十分に認識し、これらのステークホルダーとの適切な協働に努めるべきである。

取締役会・経営陣は、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に向けてリーダーシップを発揮すべきである。

当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上は、全てのステークホルダーとの協働により成されるものと認識し、これらのステークホルダーの権利・立場や健全な事業活動倫理を尊重する企業文化・風土の醸成に努めてまいります。

原則2-1 中長期的な企業価値向上の基礎となる経営理念の策定

上場会社は、自らが担う社会的な責任についての考え方を踏まえ、様々なステークホルダーへの価値創造に配慮した経営を行いつつ中長期的な企業価値向上を図るべきであり、こうした活動の基礎となる経営理念を策定すべきである。

当社では、経営理念に「ダイキアクスグループは、「環境を守る。未来を変える。」を使命とし、環境創造開発型企業として発展を続けることで、社員の生活向上および社会の発展に貢献する。」を掲げております。

さらに、当社の企業姿勢や思いを全従業員が共有しながら、国内はもとより世界により分かり易く伝えるため、コーポレートスローガン「PROTECT×CHANGE」を掲げております。

原則2-2 会社の行動準則の策定・実践

上場会社は、ステークホルダーとの適切な協働やその利益の尊重、健全な事業活動倫理などについて、会社としての価値観を示しその構成員が従うべき行動準則を定め、実践すべきである。取締役会は、行動準則の策定・改訂の責務を担い、これが国内外の事業活動の第一線にまで広く浸透し、遵守されるようにすべきである。

当社では、社員として守るべき教えとして「社訓」を定めております。

また、日々の業務において、どのように行動するかの基本となる指針として「企業行動規範」を定めております。

あわせて、管理職以上の者が目標とすべき事として「幹部管理者目標」を定めております。

いずれにおいても、社内イントラネットに掲載しており、随時確認できる環境としております。

補充原則 2-2-1

取締役会は、行動準則が広く実践されているか否かについて、適宜または定期的にレビューを行うべきである。その際には、実質的に行動準則の趣旨・精神を尊重する企業文化・風土が存在するか否かに重点を置くべきであり、形式的な遵守確認に終始すべきではない。

当社では、企業行動規範を制定しており、社員入社時に説明しております。

また、年一回開催する経営基本方針発表会においては、企業行動規範や経営理念等に沿った社長方針をはじめ各事業部・子会社等の方針を設定するなど、全社員への浸透を図っております。

原則 2-3 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題

上場会社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題について、適切な対応を行うべきである。

当社では、経営理念およびコーポレートスローガンに、当社の社会的責任を踏まえ、様々なステークホルダーの価値創造に配慮した経営、長期的な企業価値向上を図ることへの当社の意思を表しております。そして、当社事業の全てにおいて、人と自然との関係を地球規模で考え、あらゆる環境の改善と保護を目指しております。

結果として、国内はもとより海外で必要とされる企業として認識される事が、社会的・経済的リターンとして株主利益の向上に繋がるものと考えております。

補充原則 2-3-1

取締役会は、サステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応は重要なリスク管理の一部であると認識し、適確に対処するとともに、近時、こうした課題に対する要請・関心が大きく高まりつつあることを勘案し、これらの課題に積極的・能動的に取り組むよう検討すべきである。

当社では、当社の社会的な役割と社会の持続可能性が密接な関係にある事を認識し、ステークホルダーとの能動的な対話が重要であると考えております。

また、従来の財務的情報に加え、非財務的な情報の開示についても重要な要素と考え、その手段等について検討・開示してまいります。

原則 2-4 女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保

上場会社は、社内に異なる経験・技能・属性を反映した多様な視点や価値観が存在することは、会社の持続的な成長を確保する上での強みとなり得る、との認識に立ち、社内における女性の活躍促進を含む多様性の確保を推進すべきである。

当社では、女性従業員の活躍促進のため、特に産前産後の対応として次の項目を実施しております。

- 1 くるみん認定の取得
- 2 育児休暇中の面談

また、産前産後以外のサポートとして次の項目を実施しております。

- 1 社外相談窓口の設置
- 2 社内メンタルヘルス推進担当の設置

あわせて、更なる女性登用推進のため、今後の幹部育成を含めた取り組みについて検討し、多様性のある経営環境づくりを推進してまいります。

なお、今後の女性目線での多様性確保も一つの目的とし、独立社外取締役の内1名を女性としております。

原則 2-5 内部通報

上場会社は、その従業員等が、不利益を被る危険を懸念することなく、違法または不適切な行為・情報開示に関する情報や真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、内部通報に係る適切な体制整備を行うべきである。取締役会は、こうした体制整備を実現する責務を負うとともに、その運用状況を監督すべきである。

当社では、内部通報規程を策定し、総務部長を担当窓口としています。

また、通報内容について不正行為が明らかな場合は、総務部長は速やかに総合リスク対策委員会へ報告することとしております。

通報者等の保護の観点から、同規程内に相談または通報したことを理由として解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない旨を定義しており、それに反する行為については、就業規則に従って処分を課すことができることとしております。

なお、総合リスク対策委員会においては、被害等を最小限に食い止めるため関係者に指示する等、適切に対応することとしております。

補充原則 2-5-1

上場会社は、内部通報に係る体制整備の一環として、経営陣から独立した窓口の設置（例えば、社外取締役と監査役による合議体を窓口とする等）を行うべきであり、また、情報提供者の秘匿と不利益取扱の禁止に関する規律を整備すべきである。

当社では、内部通報に関して総務部長を窓口としております。

なお、社員の誰もが電子メールを送受信できるよう、イントラネットの名簿に各役員のメールアドレスを掲載しております。

また、内部通報規程を設け通報者が保護されるよう体制を整備しております。

原則 2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮

上場会社は、企業年金の積立金の運用が、従業員の安定的な資産形成に加えて自らの財政状態にも影響を与えることを踏まえ、企業年金が運用（運用機関に対するモニタリングなどのスチュワードシップ活動を含む）の専門性を高めてアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう、運用に当たる適切な資質を持った人材の計画的な登用・配置などの人事面や運営面における取組みを行うとともに、そうした取組みの内容を開示すべきである。その際、上場会社は、企業年金の受益者と会社との間に生じ得る利益相反が適切に管理されるようにすべきである。

当社では、確定拠出型企業年金制度を採用しており、企業年金の積立金の運用はなく財政状況への影響はありません。

第3章 適切な情報開示と透明性の確保

基本原則3

上場会社は、会社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むべきである。

その際、取締役会は、開示・提供される情報が株主との間で建設的な対話を行う上での基盤となることも踏まえ、そうした情報（とりわけ非財務情報）が、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高いものとなるようにすべきである。

当社では、適時適切な情報開示はコーポレートガバナンスの重要な要素のひとつと認識しており、必要に応じて迅速な情報開示に努めております。

また、情報開示は株主をはじめとするステークホルダーとの対話手段であると考え、「透明性」「公平性」「継続性」「適時性」を基本として迅速に行うとともに、非財務情報開示についてもますます重要な要素のひとつであると認識し、より積極的な情報開示に努めてまいります。

原則3-1 情報開示の充実

上場会社は、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、(本コードの各原則において開示を求めている事項のほか、)以下の事項について開示し、主体的な情報発信を行うべきである。

- 1 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
- 2 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
- 3 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
- 4 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- 5 取締役会が上記4を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、実効的なコーポレートガバナンスを実現するため、以下の情報発信をいたします。

- 1 経営理念、経営戦略および中期経営計画は、当社ホームページ等にて開示いたします。
- 2 コーポレートガバナンス・コードを踏まえた基本的な考え方については、当社ホームページ等に開示しております。
- 3 取締役の報酬の額は、取締役（監査等委員である取締役を除く）と監査等委員である取締役とに区分し、それぞれの報酬総額の限度額を株主総会の決議により決定することとしています。

各取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、一定の基準に基づき取締役会で決定しております。

監査等委員である各取締役の報酬については、当社の一定の基準に基づき監査等委員会にて協議・決定しております。

なお、報酬決定に関する具体的方針と手続きの開示については、今後の検討課題といたします。

- 4 次期取締役の選任に係る方針は特に以下について考慮するとともに、人格等を総合的に判断し、指名を行っております。
- (1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補
 - a 当社の経営理念に基づき、当社のみならず当社を取り巻く社会の発展に貢献することを期待できる者
 - b 管掌部門のみならずグループ全体の利益を考え、行動できる者
 - c 法令および企業倫理の遵守に徹する見識を有する者
 - (2) 監査等委員である取締役候補
 - a 当社の経営理念に基づき、法令および定款違反の未然防止の観点も含め、中立かつ客観的な視点で取締役（監査等委員である取締役を除く）の職務執行を監査監督・意見表明することができる者
 - b 監査に対する知識の向上に努めることのできる者
 - (3) 独立社外取締役候補
 - a 東京証券取引所の定める独立性の要件に従い、経営、法務、財務および会計等に豊富な知識と経験を有している者
 - b 存在する課題の把握に努め、一般株主利益への配慮がなされるよう、経営陣に対して意見表明や指導を行うことのできる者
- 経営陣幹部の解任については、職務執行における法令・定款違反行為、心身の故障、著しい能力不足、担当部門の業績に対する責任等を一定の基準として判断いたします。
- 5 経営陣幹部の選解任理由は株主総会招集通知に開示いたします。

補充原則 3-1-1

上記の情報開示（法令に基づく開示を含む）に当たって、取締役会は、ひな型的な記述や具体性を欠く記述を避け、利用者にとって付加価値の高い記載となるようにすべきである。

当社では、情報開示を重要な経営責任の一つであると認識し、株主をはじめステークホルダーへ正確な情報が伝達できるよう、情報開示にあたっては平易かつ具体的な記載を行うよう努めております。

補充原則 3-1-2

上場会社は、自社の株主における海外投資家等の比率も踏まえ、合理的な範囲において、英語での情報の開示・提供を進めるべきである。

当社では、英語での情報開示は海外投資家の比率20%をメドに進めてまいります。

原則 3-2 外部会計監査人

外部会計監査人及び上場会社は、外部会計監査人が株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行うべきである。

当社では、外部会計監査人が適正な監査を行うため、経理財務部門や関連部門および取締役が連携し、当該監査への積極的な協力を行っております。

補充原則 3-2-1

監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- 1 外部会計監査人候補を適切に選定し外部会計監査人を適切に評価するための基準の策定
- 2 外部会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かについての確認

当社の監査等委員会では、以下の対応を実行する事としております。

- 1 外部会計監査人候補の評価基準のもと、適切な評価を行う。
- 2 (1) 外部会計監査人の独立性について
財務諸表等監査の報酬額とそれ以外の業務に係る報酬額を確認するとともに、監査状況や意見交換を通じて確認いたします。
- (2) 外部会計監査人の専門性について
外部会計監査人および監査法人が監督官庁の指導等により無資格の状況にならない事、財務諸表等におけるリスク、不正・不確実性の分野、監査方針および職務遂行時の困難・妨害等について面談し確認いたします。

補充原則 3-2-2

取締役会及び監査役会は、少なくとも下記の対応を行うべきである。

- 1 高品質な監査を可能とする十分な監査時間の確保
- 2 外部会計監査人からCEO・CFO等の経営陣幹部へのアクセス（面談等）の確保
- 3 外部会計監査人と監査役（監査役会への出席を含む）、内部監査部門や社外取締役との十分な連携の確保
- 4 外部会計監査人が不正を発見し適切な対応を求めた場合や、不備・問題点を指摘した場合の会社側の対応体制の確立

当社では、以下の対応を行っております。

- 1 経理財務部門や関連部門および取締役は事前打ち合わせを実施し、外部会計監査人が十分な監査時間を確保できるよう努めております。
- 2 外部会計監査人から要請があれば、要請された役員全てを対象とし、面談時間を設ける事としております。
- 3 外部会計監査人、監査等委員である取締役、内部監査部門等とが連携できるよう、各重要会議や四半期レビュー報告等を通じ確保する様努めております。
- 4 不正が発見された場合には、総合リスク対策委員会の委員長および事務局に報告し、委員長の指示に従う事としております。同会においては、必要に応じて調査・是正・再発防止等を実施することとしております。

第4章 取締役会等の責務

基本原則4

上場会社の取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を促し、収益力・資本効率等の改善を図るべく、

- 1 企業戦略等の大きな方向性を示すこと
- 2 経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うこと
- 3 独立した客観的な立場から、経営陣（執行役及びいわゆる執行役員を含む）・取締役に対する実効性の高い監督を行うこと

をはじめとする役割・責務を適切に果たすべきである。

こうした役割・責務は、監査役会設置会社（その役割・責務の一部は監査役及び監査役会が担うこととなる）、指名委員会等設置会社、監査等委員会設置会社など、いずれの機関設計を採用する場合にも、等しく適切に果たされるべきである。

当社では、取締役会および常務会において、企業戦略等の方向性を定めております。

また、取締役会において、取締役会規程、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程等を定め、各役職員の職務と責任を明確にし、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境を整備しております。

あわせて、社外取締役5名を置き、それらの連携を密にすることで、独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行う体制を構築しております。

原則4-1 取締役会の役割・責務（1）

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）を確立し、戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、具体的な経営戦略や経営計画等について建設的な議論を行うべきであり、重要な業務執行の決定を行う場合には、上記の戦略的な方向付けを踏まえるべきである。

当社では、経営戦略や経営計画等の基本方針について、建設的かつ自由な議論を取締役会で行っております。また、具体的業務推進に関しては常務会にて検討し、重要な業務執行に関する事項についての決定は取締役会にて承認することとしております。

補充原則 4-1-1

取締役会は、取締役会自身として何を判断・決定し、何を経営陣に委ねるのかに関連して、経営陣に対する委任の範囲を明確に定め、その概要を開示すべきである。

当社では、取締役会は、経営上の重要事項の意思決定および業務執行の監督機関として、経営の妥当性、効率性および公正性等について適宜検討し、法令および定款に定められた事項ならびに重要な業務に関する事項を決定することとしております。

常務会においては、取締役会で決議された事項を実行する為のより詳細な決定や予算の消化推進状況および予実差異分析報告等を行っております。また、経営状況、業務執行上の問題点および各部門間のけん制機能等について把握に努めております。なお出席者については、取締役（監査等委員である取締役を除く）のほか議題に応じて適宜出席が必要な者（執行役員その他関連所属長、子会社役員等）としております。

それら概要については、有価証券報告書にて開示しております。

補充原則 4-1-2

取締役会・経営陣幹部は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うべきである。仮に、中期経営計画が目標未達に終わった場合には、その原因や自社が行った対応の内容を十分に分析し、株主に説明を行うとともに、その分析を次期以降の計画に反映させるべきである。

当社では、中期経営計画に関し全取締役が責任をもって関与し達成すべき事項であると認識しており、その実現に向けて最善の努力を行うこととしております。

また、仮に目標が未達成となった場合は、要因分析を行い株主に説明するとともに次の計画に反映いたします。

補充原則 4-1-3

取締役会は、会社の目指すところ（経営理念等）や具体的な経営戦略を踏まえ、最高経営責任者（CEO）等の後継者計画（プランニング）の策定・運用に主体的に関与するとともに、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて計画的に行われていくよう、適切に監督を行うべきである。

当該内容については、今後の議論を深めるべき事項として認識いたしており、その結果を踏まえ開示していく所存であります。

原則 4-2 取締役会の役割・責務（2）

取締役会は、経営陣幹部による適切なリスクテイクを支える環境整備を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、経営陣からの健全な企業家精神に基づく提案を歓迎しつつ、説明責任の確保に向けて、そうした提案について独立した客観的な立場において多角的かつ十分な検討を行うとともに、承認した提案が実行される際には、経営陣幹部の迅速・果断な意思決定を支援すべきである。

また、経営陣の報酬については、中長期的な会社の業績や潜在的リスクを反映させ、健全な企業家精神の発揮に資するようなインセンティブ付けを行うべきである。

当社では、リスクテイクを支える環境として議案の決議においては、その効果、リスクおよびコストについて活発な議論を展開し取締役会にて決議しております。

なお、事業進出や事業拡大等においては中期的視点に立ちつつも、当初計画との乖離等、進捗状況の把握に努め、企業の持続的成長を前提とした迅速果断な判断を行っております。

社外取締役を除く取締役の報酬および賞与については当社の一定の基準に基づき単年の業績連動としております。

補充原則 4-2-1

取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。

取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)の報酬および賞与については、連結当期利益の達成率に基づき社内基準で判定しております。

また、株式給付信託制度(BBT(=Board Benefit Trust))を導入しており、取締役(社外取締役および監査等委員である取締役を除く)の報酬と業績および株式価値との連動性をより明確にし、株価の上昇メリットと下落リスクを株主と共有することで、中長期的な企業価値向上に貢献する意識を高めております。

原則 4-3 取締役会の役割・責務（3）

取締役会は、独立した客観的な立場から、経営陣・取締役に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に会社の業績等の評価を行い、その評価を経営陣幹部の人事に適切に反映すべきである。

また、取締役会は、適時かつ正確な情報開示が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備すべきである。

更に、取締役会は、経営陣・支配株主等の関連当事者と会社との間に生じ得る利益相反を適切に管理すべきである。

当社では、取締役に対して実行性の高い監督を行うため、社外取締役および監査等委員である取締役が、役職員へのヒアリング等を通じて取締役を評価することとしております。なお、それら評価には情報開示、内部統制およびリスク管理体制も含まれております。

取締役会は、それら定性的評価や定量的評価を受け、代表取締役の検証を踏まえ、適切な取締役人事への反映に努めております。

なお、利益相反の適切な管理の観点から、四半期毎に関連当事者取引を漏れなく取締役会に諮ることとしております。

補充原則 4-3-1

取締役会は、経営陣幹部の選任や解任について、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続きに従い、適切に実行すべきである。

当社では、取締役の選任および解任について公正かつ透明性の高い手続きに努めております。

その評価方法のポイントを以下においております。

- 1 社外取締役および監査等委員である取締役による定性的評価
- 2 業務等への取り組みに係る定量的評価
- 3 次の中長期経営ビジョンにつながる提言とリーダーシップ

以上を踏まえ、代表取締役の検証のもと取締役会に提出することで公正かつ透明性の高い評価を行うこととしております。

補充原則 4-3-2

取締役会は、CEOの選解任は、会社における最も重要な戦略的意思決定であることを踏まえ、客観性・適時性・透明性ある手続に従い、十分な時間と資源をかけて、資質を備えたCEOを選任すべきである。

当該内容については、今後の議論を深めるべき事項として認識いたしており、その結果を踏まえ開示していく所存であります。

補充原則 4-3-3

取締役会は、会社の業績等の適切な評価を踏まえ、CEOがその機能を十分発揮していないと認められる場合に、CEOを解任するための客観性・適時性・透明性ある手続を確立すべきである。

当該内容については、今後の議論を深めるべき事項として認識いたしており、その結果を踏まえ開示していく所存であります。

補充原則 4-3-4

コンプライアンスや財務報告に係る内部統制や先を見越したリスク管理体制の整備は、適切なリスクテイクの裏付けとなり得るものであるが、取締役会は、これらの体制の適切な構築や、その運用が有効に行われているか否かの監督に重点を置くべきであり、個別の業務執行に係るコンプライアンスの審査に終始すべきではない。

当社は、総合リスク対策委員会を設置し、各種発生リスクの認識と再発防止等について活発な議論・関係部署への指示等によりリスク管理を行うこととしております。

また、それら指示が適切に運用されているかについては、監査等委員である取締役がモニタリングを行い、その結果を取締役に報告することとしております。

原則 4-4 監査役及び監査役会の役割・責務

監査役及び監査役会は、取締役の職務の執行の監査、外部会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行うべきである。

また、監査役及び監査役会に期待される重要な役割・責務には、業務監査・会計監査をはじめとするいわば「守りの機能」があるが、こうした機能を含め、その役割・責務を十分に果たすためには、自らの守備範囲を過度に狭く捉えることは適切ではなく能動的・積極的に権限を行使し、取締役会においてあるいは経営陣に対して適切に意見を述べるべきである。

当社の監査等委員である取締役は3名が社外取締役（うち独立社外取締役は2名）としてそれぞれ独立した立場で責務を果たすこととしております。

なお、当該3名は、弁護士、行政関連業務経験者および他社役員であるなど、高い見識と豊富な経験を有しており、それらを活かして取締役会で意見を述べることとしております。

補充原則 4-4-1

監査役会は、会社法により、その半数以上を社外監査役とすること及び常勤の監査役を置くことの双方が求められていることを踏まえ、その役割・責務を十分に果たすとの観点から、前者に由来する強固な独立性と、後者が保有する高度な情報収集力とを有機的に組み合わせて実効性を高めるべきである。また、監査役または監査役会は、社外取締役が、その独立性に影響を受けることなく情報収集力の強化を図ることができるよう、社外取締役との連携を確保すべきである。

当社の監査等委員である取締役3名は、全員が社外取締役（うち2名が独立社外取締役）であり、独立した立場で責務を果たすこととしております。

監査等委員である取締役は、役職員やその他関連する者との随時意見交換・意見聴取をはじめ、子会社を含めた諸会議などの横断的な関与を可能としており、実効性の高い監査体制としております。

原則 4-5 取締役・監査役等の受託者責任

上場会社の取締役・監査役及び経営陣は、それぞれの株主に対する受託者責任を認識し、ステークホルダーとの適切な協働を確保しつつ、会社や株主共同の利益のために行動すべきである。

当社の取締役は、株主からの受託者責任を認識し、会社や株主共同の利益のために適切な情報開示を行うこととしております。

また、社外取締役は、株主保護の観点から、取締役の業務執行の監督や経営計画への意見等を行っております。

原則 4-6 経営の監督と執行

上場会社は、取締役会による独立かつ客観的な経営の監督の実効性を確保すべく、業務の執行には携わらない、業務の執行と一定の距離を置く取締役の活用について検討すべきである。

当社では、業務執行を行わない取締役として社外取締役5名を置き、経営の監督の実効性を確保しています。

原則 4-7 独立社外取締役の役割・責務

上場会社は、独立社外取締役には、特に以下の役割・責務を果たすことが期待されることに留意しつつ、その有効な活用を図るべきである。

- 1 経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- 2 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- 3 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- 4 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

当社の独立社外取締役 4 名は、特に以下の点に留意し活動することとしております。

- 1 経営方針や経営改善について、自らの知見に基づき、会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- 2 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- 3 会社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- 4 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させること

原則 4-8 独立社外取締役の有効な活用

独立社外取締役は、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも 2 名以上選任すべきである。

また、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、少なくとも 3 分の 1 以上の独立社外取締役を選任することが必要と考える上場企業は、上記にかかわらず、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである

当社は、全取締役 11 名の内、独立社外取締役 4 名で構成されており、十分な人数の独立社外取締役を選任しております。

補充原則 4-8-1

独立社外取締役は、取締役会における議論に積極的に貢献するとの観点から、例えば、独立社外者のみを構成員とする会合を定期的を開催するなど、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有を図るべきである。

当社では、独立社外役員のみを構成員とする定期会合は開催していませんが、客観的な立場で情報交換・認識共有を図ることとしております。

補充原則 4－8－2

独立社外取締役は、例えば、互選により「筆頭独立社外取締役」を決定することなどにより、経営陣との連絡・調整や監査役または監査役会との連携に係る体制整備を図るべきである。

当社では、筆頭独立社外取締役は決定しておりませんが、情報開示担当役員や総務部が窓口となり、必要に応じて連絡調整が可能な連携体制を確保しております。

原則 4－9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定・開示すべきである。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定するよう努めるべきである。

当社は、会社法および東京証券取引所が定める独立性基準を当社の独立性判断基準としております。そして、この基準を充たしていること、実質的にも独立性があると判断されること、実績・経験・知見からして取締役会において率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できること等を満たす人物を独立社外取締役の候補者として選定しております。

原則 4－10 任意の仕組みの活用

上場会社は、会社法が定める機関設計のうち会社の特性に応じて最も適切な形態を採用するに当たり、必要に応じて任意の仕組みを活用することにより、統治機能の更なる充実を図るべきである。

当社では、指名委員会等設置会社、そのほか当社の機関設計に関し、必要に応じて検討を行ってまいります。

補充原則 4－10－1

上場会社が監査役会設置会社または監査等委員会設置会社であって、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。

当社では、社外取締役間の連携により、取締役への適切な関与助言が行われております。

今後、更に公正かつ透明性の高い取締役の評価等の機関設計が必要であると認識した場合、積極的に検討していくべきであると考えております。

原則 4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件

取締役会は、その役割・責務を実効的に果たすための知識・経験・能力を全体としてバランス良く備え、ジェンダーや国際性の面を含む多様性と適正規模を両立させる形で構成されるべきである。また、監査役には、適切な経験・能力及び必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者が選任されるべきであり、特に、財務・会計に関する十分な知見を有している者が1名以上選任されるべきである。

取締役会は、取締役会全体としての実効性に関する分析・評価を行うことなどにより、その機能の向上を図るべきである。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）は、各事業部の分野に精通した業務執行取締役と、公認会計士、他社役員・海外勤務経験者の社外取締役で構成されております。なお、取締役の選定にあたっては、性別や国籍を焦点としておらず、「原則 3-1 情報開示の充実」回答 4 に記載の通りの基準としています。

当社の監査等委員である取締役は、弁護士、金融機関経験者および行政関連経験者で構成されております。また、監査等委員である取締役は、各分野で財務・会計・法務に関する適切な知見を有しており、それらの知識や経験を活かして、取締役会で意見を述べております。

なお、社外取締役間の連携による取締役への意見等を通じ、取締役会の実効性の分析や機能向上に努めております。

補充原則 4-11-1

取締役会は、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方を定め、取締役の選任に関する方針・手続と併せて開示すべきである。

当社の取締役会は、取締役（監査等委員である取締役を除く）10名以内、監査等委員である取締役5名以内で構成することとしており、「原則 3-1 情報開示の充実」「原則 4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」の記載に沿った選任としております。

補充原則 4-11-2

社外取締役・社外監査役をはじめ、取締役・監査役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役・監査役の業務に振り向けるべきである。こうした観点から、例えば、取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、その数は合理的な範囲にとどめるべきであり、上場会社は、その兼任状況を毎年開示すべきである。

当社の全取締役は、個々の時間・労力が当社業務に専念できるよう、当社グループ以外の他の上場会社（他の上場会社グループ含む）の役員兼務を適切に配慮することとしております。

なお、兼務の状況については、株主総会招集通知および有価証券報告書等を通じ、開示を行っております。

補充原則 4-11-3

取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである。

当社では、各取締役からの意見・要望を取締役会の運営に反映させていますが、分析・評価および概要の開示については、各取締役の意見を踏まえ今後の課題といたします。

原則 4-12 取締役会における審議の活性化

取締役会は、社外取締役による問題提起を含め自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めるべきである。

当社の社外取締役は、自身の高い専門的な知識や豊富な経験に基づき、取締役会において意見を述べるとともに、必要に応じて改善提案等を行っております。

補充原則 4-12-1

取締役会は、会議運営に関する下記の取扱いを確保しつつ、その審議の活性化を図るべきである。

- 1 取締役の資料が、会日に十分に先立って配布されるようにすること
- 2 取締役会の資料以外にも、必要に応じ、会社から取締役に対して十分な情報が（適切な場合には、要点を把握しやすいように整理・分析された形で）提供されるようにすること
- 3 年間の取締役会開催スケジュールや予想される審議事項について決定しておくこと
- 4 審議項目数や開催頻度を適切に設定すること
- 5 審議時間を十分に確保すること

当社の取締役会は、審議の活性化を図るため、以下に注意しております。

- 1 資料については事前に会日に十分に先立って配布する
- 2 決議事項の資料については、要点をまとめた議案書を添付する
- 3 開催予定日は、審議事項、必要日、頻度等をあらかじめ考慮し決定する
- 4 審議時間を十分に確保する

原則 4-13 情報入手と支援体制

取締役・監査役は、その役割・責務を実効的に果たすために、能動的に情報を入手すべきであり、必要に応じ、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。

また、上場会社は、人員面を含む取締役・監査役の支援体制を整えるべきである。

取締役会・監査役会は、各取締役・監査役が求める情報の円滑な提供が確保されているかどうかを確認すべきである。

当社の全取締役は、その職務遂行に必要となる情報については、関連する部門へ情報を求め情報収集しております。

また、管理部門はそれぞれの求める情報について積極的にサポートしております。

補充原則 4-13-1

社外取締役を含む取締役は、透明・公正かつ迅速・果敢な会社の意思決定に資するとの観点から、必要と考える場合には、会社に対して追加の情報提供を求めるべきである。また、社外監査役を含む監査役は、法令に基づく調査権限を行使することを含め、適切に情報入手を行うべきである。

当社の全取締役は、自身が保有する情報に不足がある場合は、関連部署や管理部門に情報提供を求め情報収集しております。

なお、各取締役の調査行使の如何にかかわらず、関連部署および経営管理部門は積極的にサポートしております。

補充原則 4-13-2

取締役・監査役は、必要と考える場合には、会社の費用において外部の専門家の助言を得ることも考慮すべきである。

当社の全取締役は、その職務遂行に必要となる外部専門家の助言については、会社の費用にて積極的に活用しております。

補充原則 4-13-3

上場会社は、内部監査部門と取締役・監査役との連携を確保すべきである。また、上場会社は、例えば、社外取締役・社外監査役の指示を受けて会社の情報を適確に提供できるよう社内との連絡・調整にあたる者の選任など、社外取締役や社外監査役に必要な情報を適確に提供するための工夫を行うべきである。

当社では、内部監査室と監査等委員である取締役との意見交換については適時行うこととしており、内部監査室の監査状況については、取締役会にて報告し、取締役間での情報共有を進めております。

原則 4-14 取締役・監査役のトレーニング

新任者をはじめとする取締役・監査役は、上場会社の重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割・責務を適切に果たすため、その役割・責務に係る理解を深めるとともに、必要な知識の習得や適切な更新等の研鑽に努めるべきである。このため、上場会社は、個々の取締役・監査役に適合したトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の支援を行うべきであり、取締役会は、こうした対応が適切にとらえられているか否かを確認すべきである。

当社では、全取締役を対象とし、各自の役割および責任を果たすための必要な知識習得等に努めるよう、各種研修および調査等に係る費用を会社が支援し、各自のレベルアップをサポートすることとしております。

補充原則 4-14-1

社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役は、就任の際には、会社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を取得し、取締役・監査役に求められる役割と責務（法的責任を含む）を十分に理解する機会を得るべきであり、就任後においても、必要に応じ、これらを継続的に更新する機会を得るべきである。

当社では、全取締役を対象とし、各自の役割および責任を果たすための必要な知識習得等に努めるよう、各種研修および調査等に係る費用を会社が支援し、各自のレベルアップをサポートすることとしております。

なお、継続的な更新等についても同様であります。

補充原則 4-14-2

上場会社は、取締役・監査役に対するトレーニングの方針について開示を行うべきである。

当社では、全取締役を対象とし、各自の役割および責任を果たすための必要な知識習得等に努めるよう、各種研修および調査等に係る費用を会社が支援し、各自のレベルアップをサポートしております。

第5章 株主との対話

基本原則5

上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである。

経営陣幹部・取締役（社外取締役を含む）は、こうした対話を通じて株主の声に耳を傾け、その関心・懸念に正当な関心を払うとともに、自らの経営方針を株主に分かりやすい形で明確に説明しその理解を得る努力を行い、株主を含むステークホルダーの立場に関するバランスのとれた理解と、そうした理解を踏まえた適切な対応に努めるべきである。

当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うこととしております。

具体的には、機関投資家や個人投資家を対象に説明会を開催し、代表取締役社長が直接発信するなど、株主や投資家との対話を積極的に行っております。

なお、株主からの質問や要望については、取締役会にて議論の対象とするなど、適切な対応に努めております。

原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針

上場会社は、株主からの対話（面談）の申込みに対しては、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で前向きに対応すべきである。取締役会は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針を検討・承認し、開示すべきである。

当社では、経営企画部門がIRを担当し、総務部門が株主総会実務を担当しています。

会社説明の場としては、アナリスト・機関投資家に対しては、年数回の決算説明会を開催するとともに個別のミーティングを実施しております。

また、個人投資家に対しても、年数回の説明会を開催し、当社に対する理解向上を図るとともに、個別の意見や要望を汲み取ることであります。なお、いずれも代表取締役社長が直接説明することを基本とし、情報開示担当役員が補佐することとしております。

IR結果については、随時情報開示担当役員を通して取締役会へ報告しております。

株主との対話に当たっては、株主間の平等を図るため、各種説明会やミーティング等を問わず、情報開示していない業績変動やその他株価に影響を与える重要な情報については一切提供しないこととしております。

補充原則5-1-1

株主との実際の対話（面談）の対応者については、株主の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、合理的な範囲で、経営陣幹部または取締役（社外取締役を含む）が面談に臨むことを基本とすべきである。

当社では、株主との実際の対応は主に経営企画課にて行っております。なお、個人株主の面談については、所有株式数等を考慮して社長や情報開示担当役員が面談に臨むことを基本としております。

補充原則 5-1-2

株主との建設的な対話を促進するための方針には、少なくとも以下の点を記載すべきである。

- 1 株主との対話全般について、下記2～5に記載する事項を含めその統括を行い、建設的な対話
が実現するように目配りを行う経営陣または取締役の指定
- 2 対話を補助する社内の IR 担当、経営企画、総務、財務、経理、法務部門等の有機的な連携の
ための方策
- 3 個別面談以外の対話の手段(例えば、投資家説明会や IR 活動)の充実に
関する取組み
- 4 対話において把握された株主の意見・懸念の経営陣幹部や取締役会に
対する適切かつ効果的なフィードバックのための方策
- 5 対話に際してのインサイダー情報の管理に関する方策

「原則 5-1 株主との建設的な対話に関する方針」に記載の通りであります。

補充原則 5-1-3

上場会社は、必要に応じ、自らの株主構造の把握に努めるべきであり、株主も、こうした把握作業
にできる限り協力することが望ましい。

当社では、第2四半期末および年度末時点の株主構成を分析し、実質的な株主の把握と IR 活動へ
活用することとしております。

原則 5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表

経営戦略や経営計画の策定・公表に当たっては、自社の資本コストを的確に把握した上で、収益計
画や資本政策の基本的な方針を示すとともに、収益力・資本効率等に関する目標を提示し、その実現
のために、事業ポートフォリオの見直しや、設備投資・研究開発投資・人材投資等を含む経営資源の
配分等に関し具体的に何を実行するのかについて、株主に分かりやすい言葉・論理で明確に説明を行
うべきである。

当社では、中期経営計画において、目標値の設定・目標達成のための施策等を説明し、株主がその
内容を理解出来るようになるべく解り易い言葉で説明するよう努めております。なお、指標等につい
ては、必要に応じ適切に説明してまいります。